

新型コロナウイルス感染対策方針 2022年版

大学評議会

1. 方針作成の趣旨

本方針は、入構制限、授業、学生の課外活動、教職員の出勤・業務（教職員が自宅待機になった場合の業務の継続方針）、オープンキャンパス・入試等の行事の運営、情報公開の手順など大学の活動全般について、学内の感染拡大のレベルに応じた具体的な行動方針として作成したものである。

2. これまでの経緯

2020年は、新型コロナウイルス感染対策方針として、3/19に「新型コロナウイルス感染対策方針」、4/8に「緊急事態宣言への対応方針」、4/23に「学生の皆さんへ—遠隔授業の実施について—」、6/1に「自宅待機・移動の方針（改定）」、8/7に「新型コロナウイルス感染症対策方針（2020.8.7改訂版）」を作成し、ホームページ等により公表・周知してきた。

2021年は、3/4に「新型コロナウイルス感染症対策方針 2021年版（11月に一部改訂）」を公表・周知したが、4～6月には第4波、8～9月には第5波が襲来した。この間全国及び県内のワクチン接種率が急速に進んだが、2022年1～2月に変異株による第6波が襲来し、本学においても学生・教職員に多数の感染者が発生した。現在3回目のワクチン接種が進められているが、今後も新たな変異株による感染拡大が起こる可能性を否定できない。

本学では対面授業を実施することに意義を重視して対面授業の割合をふやしてきたことから、今後は適切な感染対策を取りつつ、可能な限り対面による教育活動を停滞させない方策が必要となってきた。

3. 一般的な感染予防策の周知・徹底

(1) COVID-19の性質と対策の原則

	COVID-19の性質	対策の原則
感染経路	<ul style="list-style-type: none"> 主には唾液による飛沫感染と接触感染 飛沫はくしゃみ、咳だけでなく<u>会話により飛散する</u>。 通常の呼吸だけでは飛沫は飛散しない。 	<ul style="list-style-type: none"> マスク着用など「三密」を回避する行動をとる。 特に、<u>飲食時のマスクを外した状態での会話は飛沫感染のリスクを高める</u>。 不織布マスクの着用は飛沫の飛散を80～90%抑制することから、飛沫感染の予防効果が高い。
感染力	<ul style="list-style-type: none"> 人に感染させる可能性がある期間は、発症の2日前から発症後7～10日程度である。 特に、発症の直前・直後でウイルスの排泄量が増加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 発熱、咳など体調が悪い時は、症状が軽快するまで自宅待機する。 症状がなくてもマスク着用、不要・不急の外出を控えるなどの一般的な感染防止対策を徹底する。
感染リスクが高まる場面	<ul style="list-style-type: none"> 場面1 飲酒を伴う懇親会等 場面2 大人数や長時間におよぶ飲食 場面3 マスクなしでの会話 場面4 狭い空間での共同生活 場面5 居場所の切り替わり 	<ul style="list-style-type: none"> 「5つの場面」を回避する。 特に、マスクを外して会話する飲食の場면을回避する。

参考：厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての11の知識（2022年3月）」、

(2) 感染予防のための「新しい生活習慣」の獲得

・感染予防策の基本は、「三密」の回避であり、そのために取る手段の基本は次の3つである。すべての場面でこの3つの手段を実践することを行動の判断基準とする。

マスク着用、手洗い（消毒）励行、ソーシャルディスタンス

- ・「新しい生活習慣」については、これまでに厚生労働省や保健所等から提供されている感染予防のための各種パンフレットを参考にして安全な日常生活を心がける。
参考になるパンフレット等「3つの密を避けるための手引き」、「人との接触を8割減らす、10のポイント」、「新しい生活様式の実践例」、「感染リスクが高まる5つの場面」など
- ・その他の日常生活や県境を越えた移動など国内・県内の感染拡大状況に応じた対応が必要な事項については、山口県の最新の方針（知事メッセージなど）に従って行動する。
- ・ワクチンの接種および新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の登録を推奨する。

(3) 健康の自己管理の周知・徹底

- ・体調管理に留意し、発熱等何らかの症状がある場合は登校せずに自宅待機することを周知・徹底する。
- ・正面玄関ロビーに非接触検温カメラを設置し、各自で体温チェックを行って校舎に入るよう周知・徹底する。
- ・感染者や濃厚接触者になるなど、大学へ連絡すべき事案が発生した場合は、すみやかに最新の行動フローチャート（別紙「新型コロナウイルス感染症に関する大学への連絡について」）に沿って行動するよう周知・徹底する。

(4) 対面授業（定期試験を含む）での三密回避策

密閉	<ul style="list-style-type: none"> ・授業中は十分な換気を行う。 ・空調を使用しない場合は、窓と扉を解放して授業を行う。 ・空調を使用する場合（夏季・冬季）は、空調機器への過重な負担を軽減するため窓と扉を閉めて授業を行う。ただし、30分に1回、5分間程度窓を開けて換気を行う。
密集	<ul style="list-style-type: none"> ・学生間の距離を最低1～2m以上確保できるように、一度に教室に入る人数を制限する。 ・各教室の収容人数を適切に設定し、受講者が収容人数を超える場合は、場所または時間を分散して授業を行う。「各教室収容人数」は、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式（最新バージョン）」のレベル1・2地域の例を参考に設定する。
密接	<ul style="list-style-type: none"> ・学生、教員の双方にマスク着用を義務付ける。（屋外で行う体育の授業を除く） ・学生間、教員と学生間の接触を可能な限り避ける工夫をする。 ・学生同士が対面で話し合う（グループワークなど）ときは十分な距離を取る。 ・学生同士または教員と学生が、直接身体に接触する実技を行う場合は、可能な限り短時間で終了する。 ・授業前後に着替え等のためにロッカー室を使用する場合は密集・密接にならないように配慮する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎入口等の主要な場所に消毒液を常設し、手洗い、消毒を励行する。 ・コンピュータ演習室では、入室前後の手指消毒を徹底し、パソコン使用時は飛沫飛散を防止するためマスク着用を徹底する。素手でマウス・キーボードの操作をすることに不安を感じる学生については、希望により手袋等を提供することで対応する。 ・昼休み、休憩時間に学生が密集・密接しないようにする。 ・食堂や廊下等での座席の密接を回避しつつ、学生の居場所を確保するために必要に応じてアクリル板等を設置するなどの対策を講じる。 ・授業終了後は速やかに帰宅する。 ・感染者発生による急な入構制限や対面授業の中止（レベル3～4）については、ホームページに掲載するので、通学前にホームページを確認することを周知する。 ・学校等教育現場でのクラスター発生のほとんどは、部活等の課外活動、学生寮など共同生活の場や懇親会等飲食の場で発生しており、一般的な感染予防策を講じた上で実施する授業がクラスター発生の要因になる可能性は低いことから、講義科目など学生間の会話や接触が少なく感染リスクが低いと考えられる授業においては、授業前の担当教職員による「健康観察表」のチェックと着座位置の記録は行わない。 ・実習前の健康管理を厳密に行う必要がある場合や、実習施設へ「健康観察表」の記録・提出を要する場合は、科目ごとに学生指導を徹底する。

(5) 遠隔授業の位置づけ

- ・感染拡大により対面授業を中止した場合は、直ちに遠隔授業へ移行できる授業ではできるだけ遠隔授業に移行し、移行が困難な授業では適切な時期に補講を行う。特に、学年末で卒業判定までの期間に補講期間を確保できない場合は、遠隔授業で対応する。
- ・必要な時に円滑に遠隔授業に移行できるように、対面授業においてもあらかじめGoogle Classroom®のクラスを作成しておき、授業補助ツールとして活用する。

(6) 外来者対応

- ・業者等の外来者は、消毒液で手指を消毒して入構し、事務室受付で、日付、入退室時間、会社名、氏名、体温、用件を記録する。
- ・面談では、必ずマスクを着用し、できるだけ真正面に座るのを避け、距離を取って座る。
- ・非常勤講師については、発熱、咳等の体調不良があるときは来校せず、その旨を教務課に連絡することを要請する。また、来校時には校舎入口に設置した非接触検温カメラで検温し、非常勤講師室にて日付、入退室時間、氏名、体温を記録するよう要請する。

(7) 教職員の業務継続体制

- ・出勤前の検温等の健康の自己管理に努める。
- ・発熱、咳等何らかの症状がある場合の自宅待機の手続き方法について文書（「新型コロナウイルス感染症対策の勤務に対する特別措置」）で明示する。
- ・教職員が自宅待機になった場合に、業務を滞りなく継続するための体制を各部署（教員は学科単位、職員は課単位）であらかじめ話し合っておく。

4. 自宅待機の取扱

(1) 自宅待機の基準

- | |
|---|
| ①発熱等の風邪症状がみられる時や、急な嗅覚・味覚障害を自覚した場合 |
| ②自身が濃厚接触者と認定され、PCR検査を受けることになった場合 |
| ③同居人、クラスメートなど身近にPCR検査を受ける人や検査を受けて結果待ちの人がいて、その人が陽性の場合自身が濃厚接触者になる可能性が高い場合 |

(2) 復帰の目安

- | |
|---------------------------------|
| ①の場合：保健室の聞き取りによる指示する期日まで自宅待機する。 |
| ②の場合：保健所または保健室が指示する期日まで自宅待機する。 |
| ③の場合：身近な人の陰性が確定するまで自宅待機する。 |

5. 学内に感染者が発生した場合の対応

- ・学内に感染者が発生した場合は、すみやかに危機管理委員会を招集し、以下の業務を行う。

感染者に関する情報収集	・保健所と連携して、発生日、発生人数、発症者の行動履歴、濃厚接触者数などの情報を収集する。 ・濃厚接触者の認定は保健所の判断に従うが、保健所の業務逼迫状況により保健室が行う場合がある。
対応レベル	・対応レベルを決定する。
対応策	・保健所の指導に従い、校舎の消毒、入構の制限・解除、自宅待機の指示、在宅勤務の指示などについて、適切な対応策を立案し、実施する。
学内への情報提供	・教職員向け及び学生向けの情報提供の内容をそれぞれ決めて一斉メールで配信する。
保護者対応	・ホームページにより情報提供（発生日、発生人数、対応策（入構制限、授業など）など）を行う。
マスク対応	・窓口を総務課に統一し、ホームページに掲載した範囲の情報のみを提供する。

- ・陽性者の氏名等の情報は、全教職員に一斉メール等で開示することはせず、危機管理委員会において

定めた者にのみ、必要な情報を知らせる。

- ・全教職員には、事務担当課や担当教員等に、陽性者の氏名等の情報を問い合わせないように要請する。
- ・勤務時間外に陽性者が発生した場合でも、緊急連絡網等による全教職員への連絡はしない。
- ・学生・外来者の入構制限や対面授業の中止が必要と判断した場合は、ホームページに掲載するが、教職員は原則通常勤務とする。

・対応レベルの目安

レベル0	・感染者なし。
レベル1	・1人の感染者発生、学内に濃厚接触者なし。(学内での感染拡大の可能性が低い状態) ・新たな感染者が2週間以上発生しない場合はレベル0に引き下げる。
レベル2	・1人の感染者発生、学内に濃厚接触者あり。(学内での感染拡大の可能性が高い状態) ・濃厚接触者のPCR検査の結果、陽性者がいる場合はレベル3に引き上げ、陽性者がいない場合はレベル1に引き下げる。 ・新たな感染者が2週間以上発生しない場合はレベル0に引き下げる。
レベル3	・2人以上の感染者発生、 <u>学内に多数の濃厚接触者あり</u> 。(学内で感染が拡大している状態) ・濃厚接触者のPCR検査の結果、陽性者がいない場合はレベル1に引き下げる。 ・新たな感染者が2週間以上発生しない場合はレベル0に引き下げる。
レベル4	・複数のクラスターの発生(学内で重大な感染拡大が発生している状態) ・濃厚接触者のPCR検査の結果、陽性者がいない場合はレベル1に引き下げる。 ・新たな感染者が2週間以上発生しない場合はレベル0に引き下げる。

6. レベル別対応策の目安

- ・以下の目安は学内で感染者が発生した場合の対応の目安であり、個別のケースの具体的対応策は危機管理委員会で検討し、決定する。
- ・本学において感染者の発生がないレベル0であっても、山口県及び宇部市の感染者発生状況により、山口県または宇部市から休業要請等の要請が出た場合はそれに応じた対応を行う。

1) 入構制限

- ・レベル0～1：入構制限なし。
- ・レベル2：濃厚接触者(保健所の認定による)は自宅待機とし、入構を禁止する。
濃厚接触者の登校開始時期は、保健所の指示に従う。
- ・レベル3：当該学生及び複数の濃厚接触者が在籍するクラスまたはゼミ学生の入構を禁止する。
禁止期間は5～7日間程度を目安とし、感染拡大の状況により危機管理委員会で判断する。
学外業者の入構は制限しない。
- ・レベル4：原則全学生の入構を禁止し、全学生に自宅待機を指示する。ただし、遠隔授業の受講(コンピュータ演習室等)、必要な事務手続きがある場合に限り入構可とする。
禁止期間は5～7日間程度を目安とし、感染拡大の状況により危機管理委員会で判断する。
教職員の入構は、濃厚接触者で自宅待機を命じる場合を除いて制限しない。
学外業者の入構は、事業継続のために必要な場合に限り許可する。

2) 対面授業

- ・レベル0～1：予定通り対面授業を継続する。
- ・レベル2：濃厚接触者(保健所の認定による)は自宅待機とし、対面授業を継続する。
- ・レベル3：当該学生及び濃厚接触者が在籍するクラスまたはゼミの対面授業を中止する。
中止期間は5～7日間程度を目安とし、感染拡大の状況により危機管理委員会で判断する。
中止した授業については、遠隔授業に移行して実施または適切な時期に補講を行う。
- ・レベル4：全学の対面授業を中止する。
中止期間は5～7日間程度を目安とし、感染拡大の状況により危機管理委員会で判断する。

中止した授業については、遠隔授業に転換して実施または適切な時期に補講を行う。

- ・学外実習は、レベルに関わらず実習先施設との協議によって実施または学内実習への移行を決める。

3) 図書館

- ・レベル0：入館制限なし。
- ・レベル1～3：自宅待機者以外の入館制限なし。
- ・レベル4：閲覧席の使用を中止する。ただし、図書の貸出・返却のための入館は可とする。

4) 学生の課外活動

- ・レベル0～1：サークルごとに活動計画書を学生課に提出し、許可を得て活動する。
レベル2以上：レベル1以下に下がるまで活動を禁止する。
禁止期間は最後の感染者発生後2週間を目安とし、状況を見て再開時期を総合的に判断する。
- ・大学を通して紹介したボランティア活動も課外活動と同様に扱う。

5) 教職員の出勤・業務

- ・レベル0～1：通常勤務。
- ・レベル2～3：濃厚接触者は、自宅待機とする。
濃厚接触者でPCR検査が陰性の場合の職場復帰時期は、保健所の指導に従う。
その他の教職員は通常勤務とする。
- ・レベル4：原則レベル2～3の対応と同様とする。ただし、クラスターの拡大を抑制するために、個別に勤務体制を指示する場合がある。

6) 行事（オープンキャンパス、入試、大学祭等）

- ・レベル0～1：実施を予定していた行事は、十分な感染予防対策を講じた上で実施する。
- ・レベル2以上：大学祭等の行事は、感染者の発生状況により危機管理委員会で中止かどうか判断する。
オープンキャンパスと入試は、あらかじめ定めていたマニュアルに沿って十分な感染予防対策を講じた上で濃厚接触者を除いて実施する。
県外会場での入試は、濃厚接触者を除いて実施する。（ただし、濃厚接触者であってもPCR検査で陰性が判明し、保健所の指導により職場復帰可能となった者は参加可能とする）

7) 食堂、売店

- ・今年度の営業については、業者との協議により決定する。
- ・開店することになった場合は、以下の対応を行う。
- ・レベル0～3：感染予防対策を講じた上で開店を継続する。
- ・レベル4以上：レベル3以下に下がるまで閉店する。

7. 学寮（洗心寮）での対策

- ・2022年度開始時は2人部屋を1人使用するが、感染状況により年度内に2人使用に変更する可能性がある。
- ・2023年度の使用方法については9月末日までに方針を決定する。
- ・寮内で感染者が発生した場合は、保健所の指示があるまで寮内での待機を指示し、その後保健所の指示に従って行動する。

以上

* レベル別対応の目安のまとめ

	入構制限	授業	図書館	課外活動	行事	食堂・売店
レベル0 レベル1	入構制限なし。	予定通り対面授業を行う。	入館制限なし。	サークルごとに活動計画書を学生課に提出し、許可を得て活動する。	十分な感染予防対策を講じた上で実施する。	営業を再開している場合、感染予防対策を講じた上で開店を継続する。
レベル2	濃厚接触者は自宅待機とし、入構を禁止する。	濃厚接触者は自宅待機とし、対面授業を継続する。	自宅待機者以外の入館制限なし。	レベル1以下に下がるまで活動を禁止する。 * 大学を通して紹介したボランティア活動も課外活動と同様に扱う。	大学祭等の行事は、感染者の発生状況により危機管理委員会で中止かどうか判断する。オープンキャンパスと入試は、あらかじめ定めていたマニュアルに沿って十分な感染予防対策を講じた上で濃厚接触者を除いて実施する。	
レベル3	当該学生及び複数の濃厚接触者が在籍するクラスまたはゼミ学生の入構を禁止する。	当該学生及び複数の濃厚接触者が在籍するクラスまたはゼミの対面授業を中止する。				
レベル4	原則全学生の入構を禁止し、全学生に自宅待機を指示する。ただし、遠隔授業の受講（コンピュータ演習室等）、必要な事務手続きがある場合に限り入構可とする。	全学の対面授業を中止する。中止期間は5～7日間程度を目安とし、感染拡大の状況により危機管理委員会で判断する。	閲覧席の使用を中止する。ただし、図書の貸出・返却のための入館は可とする。			閉店する。